

第2回笛吹市八代町地域審議会・行政区長会合同説明会会議録

開催日時

平成29年9月27日（水）午後7時00分～

開催場所

八代支所2階第2会議室

出席者

・地域審議委員

橘田委員、菊島委員、大塚委員、堀口委員、武川委員、相川委員、鶴田委員、
須田委員、中村委員、古屋委員、金井委員、西海委員、梶委員 計13名

・行政区長会

中川区長、（相川区長）、（菊島区長）、（橘田区長）、尾澤区長、渡邊区長、
小林区長、遠山区長、土屋区長 計13名

- ・山下市長、小澤総務部長、深澤経営政策部長、遠藤公営企業部長、須田総務部次長、
小宮山経営政策部次長、早川公営企業部次長、飯島福祉事務所長、鈴木下水道課長、
佐藤下水道課担当L、茂手木総務課総務担当L、坪経営企画課政策推進担当

- ・事務局 有賀支所長、土屋地域住民課担当L、武川地域住民課担当L

傍聴人 なし

次第（進行：支所長）

1. 開会

互礼により開会

2. あいさつ

（地域審議会会長）

前回の第1回目の合同説明会に引き続き、更なる説明をしていただけるという事なので、慎重に審議の上、皆さんの活発な意見をいただきながら、市政へ反映させる形になると思うのでよろしく願う。

（区長会会長）

今回、地域審議会・区長会合同の説明会、第2回目という事だが、理解しやすい説明と分かり易い質疑応答をお願いしたい。

話は変わるが、市の施設も壊れる前にメンテをすれば、あまり予算が掛からずに済むのではと思う。ぜひ、町内にも結構、老朽化した建物があり、手がつけられないという箇所も多くある訳だが、早めにメンテをしていただいく中で、長持ちをさせるような方策を考えていただければと思ったので、余計なことだが一言付け加えさせていただいた。

（市長）

前回は、水道事業全般にわたって、市の現状というものを皆さんに説明した。どこの市町村も当然、厳しい財政の中でやっている訳だが、特に笛吹市は、非常に範

困も広く、大変いろんな部分で活力ある動きをしているという事もあるので、当然、経費は掛かる。しかしこれからは、大変厳しい冬の時代に入る事は間違いない。そんな話を少しさせていただく。

水道事業では、一般会計から 21 億円、繰入をしている。そして、水道事業の償還金が 240 億円あるので、皆さんからいただいた水道料金だけでは独立採算でやっていけない。その中で一般会計が、現在こう形で非常に厳しい状態になっている。また、これから合併したことに基づき国から出ていた交付税も期間が過ぎたので、どんどん減ってくる。こういうもので、市の財政というのは圧迫されており、今年の当初予算が 311 億円で、これが過去 13 年間で一番少ない予算ではあるが、これでも残念ながら基金から繰出しをこれからしていかななくてはならないという状況。平成 32 年ぐらいから大幅に償還が始まり、減って払いが多くなるので、この差額が 10 億円。10 億円をへこます形の一般会計の予算を作っていかななくてはいけないという事は、正直、とんでもない話。どこの市町村も同じだと思う。ただひとつ言える事は、甲斐市や南アルプス市に比べ、あまり言いたくないが、笛吹市は、財政的に同じ 7 万人を抱えている市の中で厳しい状況。こういった懐事情を隠していても仕方ないので、出来るだけ皆さんに示し、市民の皆さんと一緒に政を支えてもらう、こういう事をしていかないと笛吹市は成り立っていかない。その 10 億円をこれから色んな形で削減をしながら、ここ 1、2 年である程度その枠に収めていくという事が必要になる。これはある程度、最初から分かっていた事だが、いよいよそういう問題に取り組んでいかなければいけない。そういう意味合いの中で、水道料金について、平成 30 年 4 月 1 日から 24.7% 上げさせていただき、34 年の 2 回目には 20% 上げさせていただきたいので、皆さんに議論いただきたいと思っている。基金は確かに 160 億円あるが、フリーで使えるお金は 92 億円。32 年度から 10 億円ずつ基金を使っていったら、10 年間で底をつくことになる。少し厳しい見方をしているが、こういう事をぜひとも頭に置きながら今後、こういった議論の時には是非とも参考にして頂きたいと思っている。当然、我々自身もやれることは精一杯やらさせていただこうと考えている。こんな事を一つ頭の中に置きながら水道事業に関しては、議論いただきたい。

都市計画税についての取扱いについては、両方という訳にはいかないのですが、都市計画税については当分の間見送り、徴収しないという形にさせていただく。当分の間とはいつまでという事については、都市計画事業が必要になった場合に、皆さんに示しながら議論を進めるという形でいかしていただきたいと考えている。

支所の見直しについては、一人減らしながら地域サポーターを配置し、本所と支所の間を繋ぐ役割の方を置こうと思っている。安協の事務、観光協会の事務など、いろいろ細かい事を全てとはいかないが、少し手伝いができる形を取っていきたいと考えている。また、皆さんからいろいろ意見をいただきたいと思っている。

以上、大変厳しい事ばかり言ったが、1 年間で借金なしでやっていかななくてはいけないと思っている。それが持続可能な笛吹市をつくっていくという事。そして、若い人達は夢や希望もある。そういう人を少しでもこの笛吹市に呼び寄せる。その

ためには、それなりの事業もしていかなければいけない。そういうものに基金を使っていく構えでいきたいと思っているので、是非とも皆さんの協力をいただきたい。よろしく協力願う。

3. 議事（座長：地域審議会長）

(1) 上下水道料金の改定(案)について

(座長)

前回の8月の時点で一定の説明をいただいた。その後9月の市議会で一定の議論がされているが、それらを踏まえた中での今回は説明になると思う。取り分け前回、この1項の上下水道料金の関係について不明な部分もあったので、補足的な説明があればしていただいて議題に入っていきたいと思うので、よろしく願う。

(業務課長)

【資料に基づき、説明。】

(座長)

前回、この関係について少し不明な部分があったので、委員から質問が出されたが、今の説明でよいか。よければ議事の(1)「上下水道料金等の改定」(案)について説明を願う。

(公営企業部長)

【資料に基づき、説明。】

資料：「上下水道料金の改定(案)について」

(地域審議委員)

前回の資料や今回の資料でも20.0%とか24.7%という数字が出てくるが、前回の資料で言うとP4の21億60万円割る46億9510万円イコール44.7%という数字があって、その下に①で24.7%、それから②で20.0%という数字が書いてある。この数字が私の勝手な解釈だが、それが前回に使った答申書の中の右側のページの1番で水道料金の改定について、2段階として第1回目は基本料金及び現行より24.7%引き上げる。2回目は第1回目の基本料金及び従量料金より20%引き上げる事の根拠になっていると思うが、前回の資料のP4の24.7%とか20%というのは、一つの年度で計算して、それを二つに分けたものだと私は捉えた。だとすれば答申書に書いてある24.7%とそれから2回目は1回目の基本料金の20%引き上げるというのは、数字が違うのではないかと思う。要するに1回目の料金を24.7%引き上げる、これは分かる。そして、2回目は現行の料金を20%引き上げるという事であるならば分かるが、この辺がP4の水道課で出した数字と答申書の方で出している数字とが、違うのではないかなという気がする。ところが、その後の資料の方のあらゆる計算が、前の1回目の改定の上に20%をといる、その計算の基にずっとされているが、いつの間にそのような確認が出来たのか。あるいは答申を出された委員の方との間で、あるいは当局との間で、それは1回目の20%増しだという了解が、いつの間にかなつたのか、その辺の経緯を教えてください。

(公営企業部長)

前回の説明の時にも2回目については前年度の20%という事なので、合わせて実質税抜きで49.5%の値上げになるという事は説明した。この現行をあくまでもベースにするのか、1回上げたところをベースにするのかということは、審議会の中で審議をされている。過去に審議委員でも意見があり、賛否両論あったが、最終的にいずれこの赤字の減少分を減らしていくという事で、37年に0になるという事を見込んで1回目の改定率に20%引き上げをするという事で審議会の方で審議され、決定された経緯がある。それを受け私どもは皆様に説明する資料を作成してきているが、そのような形で実質的には49.5%、そして下水道料金についても同じく20%、20%と言っているが、第2回目につきましては、第1回目の20%という事を言っているので、44%実質上がる%になると説明をさせていただいた経過がある。

(地域審議委員)

それで当初、市の方で出した24.7%と20%という数字で試算をしていくと借金は返せないのか。

(下水道課担当L)

基本的に水道、下水道の借金は、起債という格好になるが、30年の償還となっている。毎年返す償還の中には使用料もいずれ充てる格好になるが、当然、使用料だけで全て賄う訳ではない。市の施設なので市で負担する分もあり、それを合わせた中で健全な運営が出来ていける範囲で起債を償還していくという目標を持って作られたものが、以前の10年の財政計画になっている。

今、残っている起債残高だが、これをいつ0に出来るかという話は、まだ現在起債をおこしており、返す分もあるが新たに借金を作っていく分もあるという事で、ある程度、循環をしながら運営をしていく会計となっているので、全て事業が終わった、借り入れはしないとなってから、その先30年経った時点で借金の全てが返済されることになる。

(地域審議委員)

私が言いたいのは、市で示した24.7%で1回値上げをし、その上でまた20%の値上げというやり方ではなく、44.7%の値上げを2回に分けた24.7%と20%でお金を返していっても返済できるのではないかと私は思っている。それが出来るのか出来ないのかと聞いている。

(下水道課担当L)

現在、赤字補填として一般会計あるいは通常の皆さんの市税から出ているお金で、補填している部分がなくなるという事で、起債が全て0になるという格好ではない。ただ、赤字補填をしていただいている部分はなくなるという試算。

(地域審議委員)

私が言いたいのは、P4にわざわざ改定率の対比までして、24.7%、20%と出している。それを根拠にして答申案の中にまで出ている。その数字がいつの間にか答申案の方の20%の方は1回目24.7%上げといて、それを基にしてさらに20%という計算。ここのP4の計算はそうではない。24.7%それから20%というのは、44.7%一度に上げればいいところをそうはしないから24.7%と20%と分けて上げるとい

うこと。こういう計算をしながら、これでやれないのかと聞いている。

(公営企業部長)

44.7%お示ししている。これを基に先程言ったように審議はしていただいている経過がある。そこで、44.7%、2回目を含めて44.7%だと、赤字の減少にはなるが、0にはその先数年はかかるので、審議の中で前年度の20%にすれば上水道については、平成37年には赤字補填分は解消されるという事で、その時点で前年度の20%を改定率とする審議結果になった。実際1回で44.7%上げれば44.7%でも少し早まるかもしれないが、2回にすると延びてしまうという結果がでていいる。その中で少しでも早く解消出来るように前年度の20%にしようという事で審議がされたという経過がある。

(地域審議委員)

ということは、37年にそれが返せると。ですが私が言うように24.7と次に20それも前の年度の20%増でなくてもいずれは返せる訳ですね。

(公営企業部長)

この中には現状の工事費の増加というものをまったく見込んでない。長くなればなるほど管は老朽化が進む。そうすると、その敷設替えの費用はまだまだ膨らんでいくという事が予想される。現時点ではこれで先程、漏水の方を極力抑えて事前に修理をしていくという事を申ししたが、そこを少しでも長くして延命処置を取るという事をしていかなければならないと思っているが、いずれこの老朽管の敷設替えをしなければならぬというのが、全国の自治体で課題になっている。やはり、水道管を敷設してから長い年月が経っているので、そういう事も予想されるが、この中ではそこまで老朽化した敷設替えの分までは見込んでいない。ですから37年から何年か経過していく中で状況がまた変化するという事もまったく考えられないという事ではない。

(座長)

元々はP4の71.8%。

(市長)

本来、単独で運営するには71.8%。だが71.8%ではあまりにも厳しいので44.7%という数字を出してもらった。結局は今言うように全体で44.7%にすればいいのだが、審議会としても本来71.8%が必要なことから、少しでも上げた方がいいだろうという判断の元で、24.7%上げた所からまた20%を上げるという事で答申を持って来たという話。実際、借金は返せると言うがそんなに簡単には返せない。240億円実際ある。それを少しずつ少しずつ返していく。これからも下水道事業は多少はやらなくては行けない。それには費用がかかるが、その費用は入っていないので、その分もやっていかななくては行けないという事。だから結局は、1年間でぱっとやってそれでいくらかで返しましたと言う訳にはいかない。正直言って37年度にきれいに、この数字どおり私は正直いくとは思っていない。これは100を見込んでの計画なので、これを目指していかななくてはならない。最初から取れない事を見越して計算していたらそれこそ失礼に当たるので、我々はこれを目指してやっていく。その

中で下水道の整備計画も、32年に全国で初めての例だと思うが見直す予定でいる。先ほど国の部長と会う機会があったのでその際、そういう事を考えてよいか確認したところ、「良いが、よく県と話しをなさい。」と。これは峡東流域下水道整備計画に絡んでいるので、単価の話も出てくる。当然県とも話しをしていかななくてはいけないという事になってくる。合併浄化槽を含めて、今までの所の整備計画が変更になる可能性もあると思う。しかし、そういう事を考えずに片方で料金を上げて片方で今の調子で下水道計画を進めていったら、いつまで経ってもこの状況は変わらないという事なので、是非とも理解いただきたい。

(地域審議委員)

下水、上水にしても、先を見越した計画を作ったという事で、先月の資料の44.7%は、今度は49.5%になった。資料を作るたびにひと月で変わる様な事ではなく、長期を見越した経費が掛かるという事を出した資料だと思うが、また数年たって数字が変わると、こういう数字は不信感に繋がる。何%上げたから大丈夫だという事ではなくてかなり先を見越した、いろんな諸事情を含んだ数字を出してもらえばいい。

(公営企業部長)

前回は今回も資料的には同じものを出している。前回、44.7%という事で、私が説明をする中で、水道については実質的には税抜きで49.5%になる。そして下水道については実質的には税抜きで44%になるという事は説明し、資料についても前回と今回は同じものを提示しているので、理解頂きたい。

(市長)

余談だが、水道料金の改定というのは今回はじめて始まった話ではない。過去2回答申をされているが、その時に改定していない。笛吹市は。今回、答申がされるのは3回目。ですからこの話は、前政権、その前の政権からずっとあったこと。料金を上げなければやっていけない。だけども上げないで、放置してきた。ある意味そのツケがきているというのが本音。先程話したように市の財政は本当に厳しい。皆さんに少しずつ水道料金の部分、そしてこれから介護保険も出てくる。今回は国保に関しては上げないでも済むという事で話は聞いているが、本当に厳しい状態の中でいろんな事をやっていかなければいけないので、市民の皆様にも協力いただいてやっていかなければいけないというのは、こういう状況だという事を是非とも理解いただきたいと思っている。

(座長)

基本的には5年間の計画の中で、最終的には一般的な補助金を0にするという事に主案を置いての値上げになってくると思っている。そんな事での理解を願う。

(2) 都市計画税の取り扱い(案)について

(総務部長)

【資料に基づき説明。】

資料：「都市計画税の取り扱い(案)について」

質疑、特に無し。

(3) 支所業務の見直しについて

(総務課長)

【資料に基づき、説明。】

資料：「平成 30 年度 4 月実施一支所業務の見直しの概要（案）」

(地域審議委員)

P10 の見直し案の主な支所の役割の所で、申請書類受理等と書いてあるのは受理だけなのか、それとも受理したものの申請をその場で申請に行った方に渡してただけなのかという質問。

長寿支援センターが八代にも出来るが、そこで相談した場合その相談の内容によっては介護申請などをする場合にその申請は本人が本庁まで行かなくければ出来ないものなのか、そこで受理してくれるのか、長寿支援センターの担当者が本庁の方に申請に行ってくれるのか。

この表だけでは 30 年度の案というところで一部業務を実施という、その一部というのが具体的にどんなものなのか、疑問に思う部分があった。

よく民生委員の定例会の時に、「今こういう書類が市から行っている筈だが、お年寄りがその辺にころがしているかどうか確認してください。返信用の封筒が入っているの、それをしっかり返信したか確認してください。」といったことがあるようだが、全部民生委員が把握出来る訳ではないので、その返信用封筒を入れたからそれで大丈夫という事ではなく、もう少し何か確実にレスポンス出来る様な方法を考えていただきたい。

支所業務が縮小されると、例えばタクシー券をやっといただき、1 ヶ月に 2 枚使え、それを使ってやっと病院に行っているのに、それ以外にまたタクシー券を使わなければ本庁まで行って手続きが出来ないと言う事になれば、タクシー券を使わなければならないような家庭においては負担が大きいと思うので、支所の方で業務を充実させていただきたい。今までどおりであればありがたい。

9 月の敬老者週間に届け物をしたが、区によっては区でタオルセットを持たせてくれるので、民生委員がお年寄りの家を訪ねて行く時に訪ねていきやすい。だが、市からの手紙だけだと少し恥ずかしいという感じがあるので、タオル 1 本でも持たせていただけるとありがたい。かつては 77 才にもお金をいただいていたが、今年、88 才の人に 5,000 円で 100 才の人に 10 万円で、後は手紙だけになっているのでタオル 1 本でも欲しいと思う。

去年までは前任者が私の担当はこの人とこの人とこの人でこれを持って行ってくださいと袋詰めにしてくれたが、今年は南区ではこれだけです、北区ではこれだけですと個人個人に仕分けてくれている。よその町ではそういう事をしていないので、八代もしませんという事だったらいい。合併する時にこんな事があった。ひまわりという弁当を配るボランティアがあり、八代では実施していたが、他の町ではその事業は行っていないので、廃止になった。出来たらサービスというのは上を目指して欲しいので、下にあわせるということはやめていただきたい。だから

良い事は市の職員の方々には負担かもしれないが、なるべく上の方にあわせられるようにがんばっていただきたい。

もう一点。先週八代に不審者が出たという事を知らせていただいた。それは翌日だったので何にも出来なかったが、出来たらその時に放送でも入れてくれたら、不審者は、自分の事を言っているんだ、このまま何もせず家に帰ろうと思うかもしれないので、そういう事がうまく出来ればいいなと思った。多分、子どもは怖くてそんな事を学校へ報告するという知恵は働かなかったかもしれないが、もしそういう教育が出来ていて、うまく機能できればいいと思う。

(総務課長)

申請書の受理の話については、申請関係にはいろいろあるので、本庁へ行くのが大変なお年寄りや障がい者の方は、なるべく支所で用が済むようにする。ただし、どうしても本人が行って本人の状況等、面接をしながら話しを聞かなければならないというケースも中にはある。そういう場合は、本庁までご足労いただく事もあるかと思うが、出来る限り支所で対応出来る様な事で進めていきたい。個々の業務の取扱いは、それぞれの細かい内容の周知を対象者に対して通知をするなど何らかの方法で、そういった事が分かるようなお知らせはしていきたいと思っている。

(福祉事務所長)

現在の地域包括支援センターが八代支所に入る中で、高齢者を中心に介護保険の相談等、高齢者がいる世帯のあらゆる相談に乗り、介護保険の申請もその場に受給者証があり、書類が整っているのであれば、申請を書きいただき、包括支援センターで受け取って、介護保険の担当へ渡すという事は充分出来る。ただ、どうしても内容により、本人の状況確認をする必要がある場合は、改めて本庁へという事をお願いをさせていただく場合もあるが、出来るだけ1回で済むような職員の対応が出来るように、支所との連携を取りながら対応が出来る形でやっていきたいと思っている。それ以外の高齢者、障がい者の申請についても、基本的には申請書を書いて来て、支所でいいかなという事でお持ちいただいたものについては、そこで支所の職員がチェックをするなど、本庁と支所の職員がマニュアル等を作って勉強しながら、そこで書いて来ていただいた申請書を確認し、書類等整っていればそこで受理出来るので、もし確認して書類に不備や添付書類が足りないという事であれば、そういった案内をした上で、これを整えてもう一度支所に持ってきて貰えれば、支所から本庁に届けるという対応で、出来るだけ支所で皆様も手続きが出来るように、準備をしている。

確かに敬老事業については、ここ1、2年で見直し、大分縮小をした。お祝い金やお祝いの品をお渡ししない年齢層の方には、直接子供に書いていただいた手紙を市から郵送をしたらどうかと提案をしたが、民生委員の方から、郵送ではなく手紙だけでも持って行き、地域の高齢者の事なので訪問をしたいという意見を逆にいただいたので、それであれば手紙を持って自分の担当している地域の中にこういった高齢者が生活しているかという事も訪問をし、様子を見ていただけるという事で、手紙だけだが、持っていってもらうことになった経過がある。

物品の仕分けも平成 28 年度から業務が本庁一本になったので、それ以前は各支所の方でもう少しボリュームを持って民生委員の事務局で色々手伝いをさせていただいたが、本庁の高齢福祉に一本になった関係でどうしてもそこが行き届かず大変申し訳ないが、職員も限られた数の中で対応しているので、不便とか不憫があったら、今日のように意見をいただいた中で改善出来る所は改善していきたいと思っているので、是非理解頂きたい。

(総務部長)

市になってから下の方に全部合わせると指摘だが、そういう事ばかりでもない。良い方に合わせている場合もあり、基本的に市の考えとしては、全部下に合わせるということではない。八代の時代とは少し違うということだが、全体的にレベルを上げるような努力をしていきたいと思っている。

放送の話だが、防災無線での放送は、本庁だけでなく支所でも出来るので、犯罪の抑止というのはとても重要な事なので、情報がしっかり伝わるように徹底し、再確認させていただきたいと思う。

(福祉事務所長)

配食の関係でひまわりの話があったが、合併前に八代や春日居では、社協とボランティアが一生懸命配食サービスに力を入れてやっていた。合併時に市全体での高齢者の見守りを兼ねた配食サービスの水準を標準化をする事になり、当時は社協やひまわりのようなボランティアグループが食事を作り、それをボランティアが配ったり、民間の業者に見守りを兼ねて弁当を配った地域もあった。それが、しばらくして社協が配食サービスから手を引いたため、配食サービスは民間一本になったため、ひまわりの活躍する場面が段々減ってきてしまった。今も八代は独自に独り暮らしの高齢者へ正月のおせち料理を作り、暮れに独自に届けるサービスをやっているようだが、なかなか地域独自で継続している事を、市の高齢者全体に同じレベルでサービスを提供することは難しいので、せっかくの皆様の熱意がちょっとそがれてしまった所があったかと思うが、そんな経過があったことを了承いただきたい。

(座長)

いずれにしても、個別にやっていただかなければならない部分もあるかと思うので、詳細については検討していただくという事で理解をいただきたい。

(地域審議委員)

私が区長をしていた 19、20 年度は、市から高齢者敬老事業として栄太郎飴を 2 缶セット届き、高齢者の所に届けた。区は独自に市の補助金を使い行なっていたが、そういったものも全部廃止になってしまい何か寂しい。タオル 1 本ハンカチ 1 枚でもあればお年寄りの家を訪ね、行政区の敬老事業にも参加してくださいというお願いも出来る。そういった事もあってもいいのではという意見もあったし、過去の経緯もあるので、検討していただきたい。

くどいようだが、来年度から交通安全協会の事務局が支所になくても、郵便物の届け先を支所内にし、受け取れるような規約変更を、私は徹底してやりたい。規約を元に戻したい、そのような会議をしていただきたい。

もう一点は、境川支所を坊が峰ふれあいセンターに支所機能を移すという記事が、山日新聞に載っていた。金額は忘れたがどのくらいになるのか。空いた所を倉庫として使うということも書かれていたが、安協の境川支部には、桃太郎旗など必要な物を保管する倉庫が無いので、そういった空いた所を是非、交通安全協会境川支部にも一部使わせていただきたいと思う。

(総務課長)

まず、先程の敬老事業の件は、意見という事で賜りたいと思う。安協の事務の件については、先月のこの会議で委員から意見をいただき、早速担当の市民活動支援課長には話しをしたので、直接、委員に課長から話がいったと思う。そんな事で内容は知っていると思うが、そこは市民活動支援課と協議を進める中で、規約の中で事務所を支所に置くといった点は、市民活動支援課とよく協議しながら検討していきたいと考えている。

(総務部長)

境川支所移転の件については、実情は、境川支所の下に水道管の配管があり、そこから1ヶ月で何万何十万トンの水が漏れ出している。それが地下のどこで漏れているのか分からず、全部はがないと修理も出来ないという状態。また、冷暖房も効かず、トイレも流せないような状態で職員もどうにもならない。去年の冬は暖房が効かないので、ビニールの緩衝材でビニールハウスのよう囲み、小さな石油ストーブを置いて事務を執っていたが、どうにもならなくなったので、支所を改修するよりも、すぐ近くの坊が峰ふれあいセンターを改修していくことになった。確かではないが概ね2,000万円だと思う。倉庫の件については、外には安協の為の倉庫があるので、そこを利用していただき、支所内の使用は、支所の職員とコミュニケーションを交わしながらやっていただきたい。

(地域審議委員)

その倉庫だけでは、置ききれないとのこと。しかも、使ってはだめとか。

(総務部長)

その辺は確認させていただく。

(4) その他

(座長)

支所業務の見直しの件について、他になければ終了し、(4)その他に移る。

(経営企画課長)

手元に10月に開催するまちづくり座談会のチラシを配布した。今日の内容を市民の皆さんに説明する。9月末の広報ふえふき10月号にも掲載する。地域の多くの人にPR願う。

(座長)

まちづくり座談会を八代地区では10月31日に開催をされるという事なので、よろしく願う。

4. その他

5. 閉会

互礼を交わし終了（午後 8 時 42 分）